

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第31号

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和49年瀬戸市規則第28号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（令和2年瀬戸市条例第37号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前の瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例第10条第2項及び第3項の規定の適用については、廃止前の瀬戸市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の規定は、なおその効力を有する。